

参 考 資 料

- 1 用語集
- 2 まちづくり指標一覧表
- 3 第2次丹波市総合計画策定経過
- 4 丹波市総合計画審議会条例
- 5 丹波市総合計画審議会委員名簿
- 6 諮問書
- 7 答申書
- 8 丹波市議会附帯決議書

1 用語集

＜あ＞

- ICT :「Information and Communication Technology」の略。コンピューターやインターネットに関連する情報通信技術のこと。
- アイデンティティ : 自己同一性、主体性、独自性、自分らしさ、帰属意識。
- 生きる力 : 知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てる力。
- 一次医療施設 : 軽度の症状の患者に対する医療施設
- 居抜き物件 : 空き工場や空き倉庫、空き店舗などの物件。
- AED : 心停止状態により倒れた人に、電気ショックをすることで、心室細動を止めて正しい心臓のリズムに戻す機器のことであり、公共施設など不特定多数の人が集まる場所に設置されている。
- NPO : 非営利で、社会貢献活動や慈善活動などを行う団体のこと。

＜か＞

- 環境創造型農業 : 有機質資材等による土づくりと化学合成された肥料、農薬の使用低減(30%以上)を一体的に行う農業生産方式。
- 観光キャラバン活動 : 県内・県外の自治体やマスコミ等を回る観光 PR 活動。
- クリーン作戦 : 6月の環境月間を中心に市民等が実施する環境美化活動のこと。
- ゲートキーパー研修 : 自殺の現状や予防、具体的な声のかけ方、話の聴き方、支援機関へのつながり方などを学ぶための研修。
- 合理的配慮 : 障がいのある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いったりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。
- コーディネイト : 各部を調整し、全体をまとめること。
- コンテンツ : 教養や娯楽のための情報の内容。

＜さ＞

- CI : シティ・アイデンティティの略。アイデンティティとは、自己同一性、主体性、独自性、自分らしさ、帰属意識。
- 自主防災組織活動カバー率 : 全国世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合。
- 実延長 : 総延長から国道、県道、市道の重複（交差）区間及び未共用区間を差し引いた延長。
- 実質公債費比率 : 数値が低いほど収入の多くを借金返済に使っていないことを示す指標。
- 修景整備 : 町並みの美しさを損なわないように景観を整備すること。
- 将来負担比率 : 数値が低いほど将来負担すべき債務が少ないことを示す指標。
- 自立・分散型エネルギー : 自然エネルギーへの転換が高まる傾向にある中、エネルギーを有効利用するだけでなく、災害時など電力が使用できない場合でも分散型電源により安定的に電力を供給すること。
- 水源かん養 : 森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） : インターネット上での情報発信手法の一つ。

＜た＞

- 第二創業 : 既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること。
- 定員適正化計画 : 平成 23～27 年度までの 5 年間を計画期間として、職員数の管理方針を定めた計画のこと。
- 低炭素社会 : 省エネや自然エネルギーの活用等により二酸化炭素等の地球温暖化ガスの排出を少なくした社会。
- 特定健康診査 : 医療保険者が 40 才～74 才の加入者に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診のこと。
- 特定保健指導 : 特定健診の結果、メタボ該当者及びその予備群となった方に行う生活習慣の改善に向けたサポートのこと。
- 特別支援保育 : 障がいがあるなどの特別な支援を必要とする児童に、保育士を付けて支援することで、その児童の保育・幼児教育を充実させること。

＜な＞

- ニーズ : 需要、要求
- 二地域居住 : 二つの地域に生活拠点を持つこと。主に都会の住居と農村とを
行き来する生活をいう。
- ニューツーリズム : 地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り
入れた旅行の形態。

＜は＞

- ハイブリッド図書館 : 書籍・雑誌を中心とする従来型の図書館と、電子情報を提供する
電子図書館の機能とを兼ね備えた図書館。
- 普通交付税の一本算定 : 市町村が合併した後の新しい自治体について、普通交付税の算
定を行うこと。
- ポピュレーションアプローチ : 集団全体に対して、働きかけたり、環境を改善したりして、全体
のリスクを下げていこうとする支援方法。

＜ま＞

- 木質バイオマス : 間伐材などを砕いた木くずや小さく固めたペレットを燃やし、その
熱や蒸気を利用するエネルギー源のこと。

＜や＞

- 野生動物育成林整備 : 集落周辺の森林整備で見通しを良くし、野生動物が近寄りにくく
するための事業。
- 予防保全 : 不都合が生じる前に計画的に修繕を行うこと。

＜ら＞

- ライフサイクルコスト : 建物の設計から、建設、維持管理・運営、そして解体にいたるま
で、建物の生涯において必要となる費用のこと。
- ローリング : 計画の実行→実施事業の分析・評価→計画の修正・実行という
循環を繰り返していく方法。
- 路網整備 : 造林事業（地ごしらえ、植え付け、下刈り、除伐、枝打ち、間伐）
など、持続的な森林経営を実現するために必要となる、丈夫で
簡易な道（林道や作業道）を整備すること。

2 まちづくり指標一覧表

※現状は特に表記がない場合はH25実績を示す。

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
1 みんなで支え、育む生涯健康のまち						
1-1 保健	健康寿命（男・女） （平均寿命から障がい期間を引いた年齢）	日常生活において、健康上、問題なく自立した生活を送ることが大切であるため。	兵庫県健康増進課「兵庫県における健康寿命（日常生活動作が自立している期間の平均）の圏域値の算定結果」による。	全国一律に算定した市町村一覧表がないため、国が公表している都道府県一覧表より一番高い長野県の数字を切り上げたものを目標とする。	男性 77.35 歳 女性 83.33 歳 (H23 数値)	男性 79.5 歳 女性 84.1 歳
	年に1回は健診を受けている人の割合	健診の受診が、健康管理に対する意識を高めることにつながるため。	市民アンケート調査による。 （「毎年受けている」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
1-2 医療	かかりつけ医を持つ市民の割合	かかりつけ医をもつことで、緊急時の適切な指示や病気の予防に関するアドバイスを得ることができ、安心して生活できるため。	「H25 兵庫の豊かさ指標・丹波地域」による。	全県平均値(70.6%)と比べて丹波地域は高い値となっているが、より多くの市民がかかりつけ医を持つよう、毎年1%ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 74.0% + (1% × 6 年) = 80.0%	74.0%	80%
	安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	様々な立場の人が、安心して医療を受けられる環境が、各地域への定住にもつながっていくと考えられるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
1-3 地域福祉	地域活動やボランティア活動に参加したことがある市民の割合	ボランティアが増加することで、より多くの人が福祉に関わり、支え合うことができるため。	市民アンケート調査による。 （「参加したことがある」と回答する市民の割合。）	市民の自主的・主体的な活動を更に支援することで、活動の広がりや活発化を促し、活動参加者を毎年3%ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 48% + (3% × 6 年) ÷ 70%	48%	70%
	住んでいる地域は、生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	生活課題を気軽に相談できる環境を整えることが地域福祉の第一歩であると考えられるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の 算出方法・考え方	現状	めざす値・ 方向性 (H31)
1-4 高齢者福祉	各種介護予防講座 受講者数	高齢者の健康づくり や介護予防への意識 向上に向けた普及啓 発を行う必要がある ため。	丹波市介護保険課資 料による。	高齢化が進む中で、高 齢者が自立した生活 を営めるように、講座 への参加者を毎年 60 人ずつ増加させるこ とを目標とする。 【算出式】 1,931 人+ (60 人×6 年) ÷2,300 人	1,931 人/年	2,300 人/年
	高齢者が積極的に 地域での活動に参 加できていると感 じている市民の割 合	高齢者が地域活動に 参加できているかど うかを、実感として 把握するため。	市民アンケート調査 による。 (「そう思う」「まあ そう思う」と回答する 市民の割合。)	H27にアンケート調査 を実施し、その結果よ り増加させることを 目標とする。	—	増加
1-5 障がい者・ 障がい児 福祉	年間生活相談件数	障がいのある人が安 心して生活していく 上で、気軽に相談で きる環境が整ってい るかを把握するた め。	丹波市生活支援課資 料による。	相談支援専門員の増 員等相談支援事業所 の機能が強化され充 実してきたことから、 月平均 300 件となる ことを目標とする。 【算出式】 300 件/月×12 ヲ月＝ 3,600 件	3,436 件	3,600 件
	住んでいる地域は、 障がいのある人が 暮らしやすい環境 が整っていると感 じている市民の割 合	障がいのある人にと って暮らしやすい 環境が整っているか を、実感として把握 するため。	市民アンケート調査 による。 (「そう思う」「まあ そう思う」と回答する 市民の割合。)	H27にアンケート調査 を実施し、その結果よ り増加させることを 目標とする。	—	増加
1-6 子育て支 援	子育て自主グルー プ数・参加者数	子育て自主グループ 数と参加者数を増や すことで、より多く の人が子育てに関わ り、支え合うことが できるため。	丹波市子育て支援課 資料より。	H25の実績値を基準に 毎年2グループ、85人 ずつ増加させること を目標とする。 【算出式】 48 団体+ (2 団体×6 年) =60 団体、1,009 人+ (85 人×6 年) ÷ 1,500 人	グループ数 48 団体 参加者数 1,009 人	グループ数 60 団体 参加者数 1,500 人
	地域全体で子育て を支えていると感 じている市民の割 合	地域全体で、子育て を支えているという 実感を把握するた め。	市民アンケート調査 による。 (「そう思う」「まあ そう思う」と回答する 市民の割合。)	H27にアンケート調査 を実施し、その結果よ り増加させることを 目標とする。	—	増加

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
1-7 介護保険	要介護認定率	被保険者数が増加する中で介護予防事業の効果により、認定率増加の抑制につながっているか把握するため。	丹波市介護保険課資料より。	被保険者数が増加する中で、介護予防事業をより一層充実することにより、介護認定率が22%以下となることを目標とする。 【算出式】 4,642人(H31年度要介護認定者推計)÷21,098人(H31年度被保険者推計)=22% (推計値はコーホート変化率法による。)	19.1%	22%以下
	在宅サービスの提供体制が整っていると感じている市民の割合	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境として、在宅サービスに対する満足度を把握するため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
1-8 国民健康保険ほか	【国民健康保険加入者】 特定健診・特定保健指導受診率	特定健診を受けることで、病気の早期発見・予防ができ、特定健診後の指導を受けることで、生活習慣が改善され、健康維持・増進につながるため。	丹波市国保・医療課資料より。	国の特定健康診査等基本指針において市町村国保の目標値として設定されている実施率60%を目標とする。 【算出式】 [特定健診]特定健診受診数/特定健診受診対象者数 [特定保健指導]特定保健指導利用者数/特定保健指導該当者数	特定健診 38.2% 特定保健指導 39.5%	60%
	特定健診・特定保健指導により生活習慣の改善につながっていると感じている市民の割合	健康診査や保健指導が、自らの生活習慣の改善につながっているのかどうかを実感として把握するため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
2 誰もが住みたい定住のまち						
2-1 土地利用	地域・地区のまちづくりルール計画面積	土地利用の規制誘導のルールをつくることで、自然環境を保全し、地域の特性を活かしたまちづくりにつながるため。	丹波市都市住宅課の資料より。	現在の地区整備計画面積2.63k㎡に、柏原地区(1地区)0.665k㎡、広域沿道土地利用計画7.855k㎡、広域拠点市街地整備計画2.00k㎡を加えた13.15k㎡を目標とする。	2.63k㎡	13.15k㎡
	里山の自然環境が丹波市の魅力であるとを感じる市民の割合	自然環境の魅力が、適正な土地利用の確保につながるため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
2-2 公共交通	J R 福知山線市内駅年間乗車人員数	少子高齢化の進展により全国的な傾向として鉄道利用の増加は見込めないが、サービスの向上を要望していくためには、利用者増に向けた取り組みが必要であるため。	丹波市都市住宅課の資料より。	利用増進施策等の実施により毎年 1, 200 人ずつ増加することを目標とする。 【算出式】 1,073 千人 + (1,200 人 × 6 年) ÷ 1,080 千人	1,073 千人	1,080 千人
	定期的に公共交通を利用している市民の割合	定期的な利用者の増加が、安定した運営につながるため。	市民アンケート調査による。 (「ほぼ毎日」「週に 3~4 日」「週に 1~2 日」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
2-3 道路・河川	市道改良率	安全で快適な道路空間の整備は、今後も継続して実施していくことが必要であるため。	丹波市建設部管理課資料より。	年間 1,000m (0.1%) の改良を目標とする。 【算出式】 53.4% + (0.1% × 6 年) = 54.0%	53.4%	54.0%
	側溝や河川清掃等の美化活動に参加している市民の割合	美化活動が、地域の道路や河川への愛着につながるため。	市民アンケート調査による。 (「参加している」「まあまあ参加している」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
2-4 住宅	身近な住環境に満足している市民の割合	住環境への満足が定住化につながるため。	市民アンケート調査による。 (「満足している」「まあまあ満足している」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
	空き家数	空き家の数の減少もしくは増加を抑制することが、定住促進につながるため。	総務省「住宅・土地統計調査」による。	規制や活用の対策を実施することにより減少させることを目標とする。	2,510 戸 (H20 数値)	減少
2-5 上水道	有収率	安全な水道水を確実に供給するには、老朽管の更新や漏水調査の強化を行う必要があるため。	丹波市水道部工務課資料による。	漏水防止年次計画(5 ヶ年)に定める 85.0% を目標とする。	79.9%	85.0%
	水道事業の安定化の取り組みに満足している市民の割合	取り組みに対する満足度が、水道事業への理解につながるため。	市民アンケート調査による。 (「満足している」「まあまあ満足している」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
2-6 生活排水	下水道処理区域内の水洗化率	下水道処理区域内の水洗化率を増加させることが、水質保全につながるため。	丹波市下水道課資料による。	H25 実績値を基に毎年 0.2% ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 96.2% + (0.2% × 6 年) = 97.4%	96.2%	97.4%
	合併浄化槽処理区域内の浄化槽整備率	合併浄化槽処理区域内の浄化槽整備率を増加させることが、水質保全につながるため。	丹波市環境整備課資料による。	合併浄化槽処理区域内の水質保全は浄化槽の設置が基本であり、浄化槽整備率の向上を目標とする。 【算出式】 整備戸数/対象戸数	93.4%	94.8%

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
2-7 ごみ処理	一人一日当たりごみ発生量	一人一人がごみの削減に努めることが、循環型社会の形成につながるため。	丹波市環境整備課資料による。	一人一日当たりのごみ発生量を基準とすることで、具体的な取り組みの目標設定がしやすくなり、一人一日当たりごみ発生量を減少させることを目標とする。 【算出式】 年間ごみ処理量/人口/365	711.4g/日	694.9g/日
	ごみのリサイクル(資源化)率	一人一人がリサイクルに努めることが、循環型社会の形成につながるため。	丹波市環境整備課資料による。	排出者にわかりやすい指標として設定するもので、リサイクル(資源化)率を向上させることを目標とする。 【算出式】 年間ごみ資源化量/年間ごみ発生量	19.9%	26.2%
2-8 景観	県の緑条例の計画整備地区数	森林等の保全や緑化の推進など、計画的な景観への取り組みが、良好な景観形成につながるため。	丹波市都市住宅課資料による。	地域の計画的な取組により良好な景観形成を図るため、計画地区数を増加させることを目標とする。	3地区	増加
	景観や町並みの美しさに関して満足している市民の割合	美しさの満足度が、景観意識の向上や町並みの向上につながるため。	市民アンケート調査による。 (「満足している」「まあ満足している」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
3 あいさつでつなぐ安心して暮らせるまち						
3-1 防災	自主防災組織による防災訓練を行っている自治会の割合	防災訓練を繰り返し実施し、災害発生時に取るべき行動を身につけておくことが重要であるため。	丹波市防災対策室への届出実績による。	市に届け出のあった防災訓練の実績とその傾向を把握し、今後の訓練事業の進め方を整理するため、自主防災組織が、2年に1回実施することを目標とする。 【算出式】 訓練実績件数/自主防災組織数	26.5%	50%
	災害時の避難場所を知っている市民の割合	市民それぞれにとっての避難場所を自ら知っておくことが、災害発生時における迅速な避難行動を促す上で重要であるため。	市民アンケート調査による。 (「知っている」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
3-2 消防・救急	救急講習会受講者数	救急隊が到着するまでに、市民による応急手当が傷病者の救命率の向上につながるため。	丹波市消防本部資料による。	過去5年間の講習実績の平均4,400人に対し、達成可能と考えられる1割増を目標とする。 【算出式】 平均4,400人×1.1÷4,800人	4,216人/年	4,800人/年
	住んでいる地域は防火意識が高いと感じている市民の割合	火災が発生しにくい地域づくりができていくかについて、市民の実感を把握するため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
3-3 交通安全・防犯	人身事故発生件数	地域の交通安全に対する安全・安心の状況を示す代表的な数値であり、減少させることが必要であるため。	丹波警察署資料による。	最近 5 年間の実績のうち、最低の件数の 1 割減(1 の位を切捨て)を目標とする。 【算出式】 282 件(H23) × 0.9 ≒ 250 件	288 件	250 件
	刑法犯罪認知件数	防犯に対する安全・安心の状況を示す代表的な数値であり減少させることが必要であるため。	丹波警察署資料による。	最近 5 年間の実績のうち、最低の件数の 1 割減(1 の位を切捨て)を目標とする。 【算出式】 455 件(H25) × 0.9 ≒ 400 件	455 件	400 件
4 美しい自然と環境を大切にする源流のまち						
4-1 環境保全	クリーン作戦への参加者数	クリーン作戦への参加者数が、市民の環境美化への関心度を示すものであるため。	丹波市環境政策課資料による。	1 世帯一人以上の参加を前提に全世帯の約 6 割の参加を目標とする。 【算出式】 25,200 世帯 × 一人 × 60% ≒ 15,000 人	13,746 人	15,000 人
	住んでいる地域は、ゴミのないきれいなまちであると思う市民の割合	ごみのないきれいなまちが、環境美化につながるため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
4-2 低炭素社会	市内の太陽光発電の設置件数(累計)	太陽光発電の設置件数を増やすことが、低炭素社会の実現につながるため。	関西電力株式会社資料による。	設置も鈍化傾向と予測され、年 30 件の設置増を目標とする。 【算出式】 1,400 件 + (30 件 × 6 年) ≒ 1,600 件	1,400 件	1,600 件
	住んでいる地域は、太陽光などの自然エネルギーの活用が以前よりも進んでいると思う市民の割合	自然エネルギーの活用促進に対する市民の満足度向上が重要であるため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	H27 にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
5 ふるさとに愛着と誇りをもった人づくりのまち						
5-1 学校教育	国語・算数・数学の授業の内容が分かると答えた児童・生徒の割合(小6、中3)	全国学力・学習状況調査を分析し、学校ごとの課題を踏まえて、「わかる・できる・のびる」授業となるよう工夫改善しているため。	全国・学力学習状況調査による。	教育振興基本計画後期計画に定める目標値の小学校と中学校の平均値 79.5% を目標とする。	71.9%	79.5%
	学校の授業においてゲストティーチャーなど、指導に携わった地域住民の人数	地域と学校とが連携した教育を行うことが、ふるさとへの愛着につながるため。	丹波市学校教育課資料による。	H31 には学校数が現在の 32 校から 29 校に減少するが、現在の実績よりも増加させることを目標とする。(平均 33 人/校から 5 人増やす。) 【算出式】 38 人 × 29 校 ≒ 1,100 人	1,076 人	1,100 人

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
5-2 教育環境	地場農産物の学校給食使用割合	現在の使用割合は、30%弱であるが、地元食材を学校給食に使用することが、地域の良さを知るきっかけになるため。	丹波市学校給食課資料による。	H20 実績の 33.2%を上回る使用割合とし、生産農家の達成可能な生産量を考慮した率 36%を目標とする。	26.5%	36%
	住んでいる地域は、子どもたちが安全・安心な教育環境の中で学習していると思う市民の割合	安心して学習できる環境を形成することが重要なため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
5-3 教育委員会機能	教育委員会が主催する講演会やイベントに参加した市民の割合	より多くの市民に参加してもらうことが市民との協働につながるため。	市民アンケート調査による。 （「参加したことがある」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
	教育委員会からの情報発信（ホームページや広報など）が充実していると思う市民の割合	積極的に情報発信を行うことが地域に開かれた教育委員会の形成につながるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
5-4 幼児教育・保育	保護者等による外部評価を実施している認定こども園	質の高い教育・保育の提供や保護者の様々なニーズに対応する保育サービスを実現するため。	丹波市子育て支援課資料による。	開園が予定されている全てのこども園(12園)で実施されることを目標とする。	2園	12園
	就学前の子育て家庭が安心できる相談支援体制が整っていると思う市民の割合	安心できる相談支援体制を整えることが重要なため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
5-5 生涯学習	日ごろから、生涯学習やスポーツ活動に取り組んでいる市民の割合	より多くの人に生涯学習やスポーツ活動に取り組んでもらうことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
	一年以内に図書館に行ったことがあると答えた市民の割合	本を借りるだけでなく、実際に図書館に行き、利用してもらうことが、有効活用につながるため。	市民アンケート調査による。 （取り組んでいる市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
5-6 人権教育・人権啓発	住んでいる地域は、人権尊重の生活が定着していると思う市民の割合	人権が尊重されていると感じる市民の割合を増やすことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	身近な生活課題をテーマに人権学習や人権啓発の機会や内容を充実させ、心が通い合い、他の人権が守られていると思うような人の割合を毎年 3%ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 62.6%+ (3%×6年) ≒80%	62.6%	80%
	一年以内に人権についての学習会等に参加したことがある市民の割合	人権についての学習会等への参加により、人権意識を高めることが重要であるため。	市民アンケート調査による。 （「参加したことがある」と回答する市民の割合。）	各年代やテーマを絞った形態での学習活動を展開するとともに、周知方法や時期に配慮し、毎年 4%ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 55.0%+ (4%×6年) ≒80%	55.0%	80%

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
5-7 男女共同参画	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	地域や家庭での男女共同参画社会の実現には、暗黙の了解となっているルールや慣行、固定化した性別による役割分担の見直しが重要であり、それが地域における推進員の活動に期待されるため。	丹波市人権啓発センター資料による。	男女共同参画推進員の研修会の充実と自治会役員への啓発活動を進め、毎年7%ずつ増加させることを目標とする。 【算出式】 19.2%+ (7%×6年) ≒60%	19.2%	60%
	ワーク・ライフ・バランスがとれていると思う市民の割合	ワーク・ライフ・バランスを保つことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	企業や事業主に対する「仕事と生活の両立」への啓発と併せて在宅での育児や介護の支援制度の活用を通し、毎年5%ずつ「バランスがとれていると思う」人の割合を増加させることを目標とする。 【算出式】 30.8%+ (5%×6年) ≒60%	30.8%	60%
5-8 芸術・文化	一年以内に市内の文化ホールなどが行う舞台芸術・音楽コンサートや美術館などが行う美術展などへ行ったことがある市民の割合	芸術・文化活動に積極的に参加し、市内における芸術・文化を守り育てていくことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 (「行ったことがある」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
	一年以内に地域の伝統芸能や伝統行事へ参加した、または鑑賞したことがある市民の割合	より多くの市民で、地域の伝統を守っていくことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 (「参加・鑑賞したことがある」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
6 丹波力を活かした創意ある元気なまち						
6-1 商工業	企業誘致件数(新規)	企業誘致を推進することが、産業の活性化と雇用の拡大につながるため。	丹波市新産業創造課資料による。 *企業立地促進法に基づく基本計画	毎年2件、新規企業が立地することを目標とする。	2件/年	2件/年
	新規起業件数(新規)	新規起業者を増やすことが、産業の活性化につながるため。	丹波市新産業創造課資料による。	毎年10件、新規起業支援事業補助金が申請されることを目標とする。	10件/年	10件/年
6-2 農林業	有機農業実施面積	有機農業の促進により、環境創造型農業が普及するため。	丹波市農業振興課資料による。	丹波市有機農業プログラムにおけるH30の目標数値(83.6ha)に、1年分(3.0ha)を加えた面積86.6haを目標とする。	68.4ha	86.6ha
	森林整備面積(造林事業)	森林整備が、災害に強い森づくりや里山の再生に寄与するため。	丹波市農林整備課資料による。	H25実績413haの5～6%程度の面積(23.5ha/年)の増加を目標とする。 【算出式】 413ha+ (23.5ha×6年)=554ha	413ha	554ha

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の算出方法・考え方	現状	めざす値・方向性(H31)
6-3 観光	年間観光入込客数	市内の施設等を訪れた観光入込客数を増加させることが、観光振興の効果を把握するのに適しているため。	兵庫県「観光客動態調査報告書」による。	H25の実績値 2,101 千人を基に年 33 千人ずつ増加することを目標とする。 【算出式】 2,101 千人 + (33 千人 × 6 年) ≒ 2,300 千人	2,101 千人	2,300 千人
	年に 1 回以上、来訪者と交流したことがある市民の割合	市民との交流が、リピーターなどの増加につながるため。	市民アンケート調査による。 (「交流したことがある」と回答する市民の割合。)	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
【まちづくりの進め方】 1 市民が主役の豊かな地域力の向上						
参画と協働	「自治基本条例を知っている」と回答した市民の割合	自治基本条例は参画と協働の基本となるものであり、より多くの市民に知ってもらうことが、参画と協働の推進につながるため。	市民アンケート調査による。 (「知っている」「少し知っている」と回答する市民の割合。)	出前講座等啓発活動を積極的に実施することにより「知らない」と答えた人の割合について毎年約 2% ずつ認知度を向上させ、現在認知していない人の割合 52.8% の約 3 割(約 15%)を「知っている」という状態に向上させることを目標とする。 【算出式】 45.5% + 15% ≒ 60%	45.5%	60%
	地域活動が活発化していると思う市民の割合	地域活動が活発に行われていると思う市民の割合を増やすことで、地域が一体となった取り組みを行うことができるため。	市民アンケート調査による。 (「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。)	自治協議会の活動等を支援し、「あまりそうは思わない」市民の割合について毎年約 3% ずつ関心度を向上させ、地域づくりにあまり関心のない人の割合 43.2% の約半数(約 20%)を「活発化していると思う」という状態に向上させることを目標とする。 【算出式】 40.9% + 20% ≒ 60%	40.9%	60%
	市の審議会、委員会等の公募委員選任人数に対する応募者数の割合	市の計画策定、政策の立案等に対する市民の関心度を高め、多様な意見を反映させるなど、市民の積極的な参画が重要であるため。	丹波市地域協働課資料による。	公募委員選任人数に対する応募者割合を約 2 倍に増加させることを目標とする。 【算出式】 1.6 倍 × 2 ≒ 3.0 倍	1.6 倍	3.0 倍
	市内 NPO 法人数(一般社団法人を含む)	協働の取り組みを推進するために、NPO 法人数やボランティア登録者を増加させ、より多くの人々がまちづくりに関わることができるようにすることが有効であるため。	兵庫県「県民ボランティア活動の広場」資料による。	年 1 件の新設を目標とする。 【算出式】 30 団体 + (1 団体 × 6 年) = 36 団体	30 団体	36 団体
	ボランティア登録者数		丹波市社会福祉協議会資料による。	構成員 5 人程度のボランティア団体の年 3 件の新設を目標とする。 【算出式】 2,143 人 + (15 人 × 6 年) ≒ 2,240 人	2,143 人	2,240 人

目標	まちづくり指標	設定理由	出所	めざす値・方向性の 算出方法・考え方	現状	めざす値・ 方向性 (H31)
【まちづくりの進め方】 2 計画的かつ効果的な行政経営の実施						
行財政運営	行政運営に市民ニーズが反映されていると回答した市民の割合	市民のニーズを的確に把握し、行政運営に活かすことが重要であるため。	市民アンケート調査による。 （「そう思う」「まあそう思う」と回答する市民の割合。）	H27にアンケート調査を実施し、その結果より増加させることを目標とする。	—	増加
	定員適正化計画人数	職員の数を適正化することが効率の良い行政運営につながるため。	丹波市職員課資料による。	第2次丹波市定員適正化計画の数値目標を目標とする。	659人	600人
	実質公債費比率	単年度の収入規模に占める借金返済額の割合を示すものであり、比率を減少させることが健全な財政運営につながるため。	丹波市財政課資料「平成25年度財政収支見通し」による。	H24決算及びH25予算をもとに、現在想定されている財政環境の変化を見込み、推計した値を目標とする。	9.9%	3.9%
	将来負担比率	収入規模に対して将来支払う見込みの借金総額の割合を示すものであり、比率を減少させることが健全な財政運営につながるため。	丹波市財政課推計による。	H24決算及びH25予算をもとに、現在想定されている財政環境の変化を見込み、推計した値を目標とする。	12.0%	15.0%

3 第2次丹波市総合計画策定経過

審議会（全体会）	
平成 24 年 11 月 5 日（月）	第 1 回丹波市総合計画審議会 ※諮問
平成 25 年 2 月 15 日（金）	第 2 回丹波市総合計画審議会
3 月 19 日（火）	第 3 回丹波市総合計画審議会
7 月 31 日（水）	第 4 回丹波市総合計画審議会
10 月 4 日（金）	第 5 回丹波市総合計画審議会
平成 26 年 3 月 5 日（水）	第 6 回丹波市総合計画審議会
4 月 25 日（金）	第 7 回丹波市総合計画審議会（各部長出席）
6 月 6 日（金）	第 8 回丹波市総合計画審議会（各部長出席）
8 月 6 日（水）	第 9 回丹波市総合計画審議会 ※答申
審議会（専門部会）	
平成 25 年 4 月 26 日（金）	第 1 回丹波市総合計画審議会専門部会
5 月 30 日（月）	第 2 回丹波市総合計画審議会専門部会
6 月 27 日（木）	第 3 回丹波市総合計画審議会専門部会
審議会（部会）	
平成 25 年 10 月 4 日（金）	第 1 回丹波市総合計画審議会第 1～3 部会（関係課長出席）
10 月 16 日（水）	第 2 回丹波市総合計画審議会第 1 部会（関係課長出席）
10 月 17 日（木）	第 2 回丹波市総合計画審議会第 2・3 部会（関係課長出席）
10 月 28 日（月）	第 3 回丹波市総合計画審議会第 1～3 部会（関係課長出席）
11 月 11 日（月）	第 4 回丹波市総合計画審議会第 1 部会（関係課長出席）
11 月 13 日（水）	第 4 回丹波市総合計画審議会第 2・3 部会
12 月 9 日（月）	第 5 回丹波市総合計画審議会第 1～3 部会
平成 26 年 1 月 10 日（金）	第 6 回丹波市総合計画審議会第 1 部会
1 月 14 日（火）	第 6 回丹波市総合計画審議会第 3 部会
1 月 15 日（水）	第 6 回丹波市総合計画審議会第 2 部会
1 月 30 日（木）	第 7 回丹波市総合計画審議会第 3 部会
1 月 31 日（金）	第 7 回丹波市総合計画審議会第 1・2 部会
2 月 10 日（月）	第 8 回丹波市総合計画審議会第 3 部会
2 月 19 日（水）	第 8 回丹波市総合計画審議会第 1 部会 第 9 回丹波市総合計画審議会第 3 部会
2 月 20 日（木）	第 8 回丹波市総合計画審議会第 2 部会

市民等意向調査	
平成 24 年 11 月 8 日 (木)	高校生ヒアリング (柏原高等学校)
11 月 28 日 (水) ~ 11 月 29 日 (木)	若者ヒアリング
12 月 1 日 (土) ~ 12 月 14 日 (金)	第 2 次丹波市総合計画策定にかかる市民意向調査 配布数 4,992 回収数 1,979
12 月 6 日 (木) ~ 12 月 14 日 (金)	第 2 次丹波市総合計画策定にかかる職員アンケート調査 回収数 619
12 月 11 日 (火)	高校生ヒアリング (氷上高等学校)
12 月 12 日 (水)	高校生ヒアリング (氷上西高等学校)
平成 25 年 1 月 8 日 (火) ~ 1 月 15 日 (火)	高校生アンケート (丹波市内 3 校) 回収数 420
4 月 23 日 (火) ~ 5 月 23 日 (木)	各種団体ヒアリング (26 団体)
5 月下旬	Web アンケート
パブリック・コメント	
平成 26 年 6 月 26 日 (木) ~ 7 月 25 日 (金)	パブリック・コメント

4 丹波市総合計画審議会条例

平成16年11月1日

条例第24号

改正 平成21年3月13日条例第3号

平成24年3月8日条例第1号

平成24年9月20日条例第34号

平成26年3月10日条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、丹波市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、丹波市総合計画及び新市建設計画に関する事項について、必要な調査と審議を行い、市長の諮問に答申することを職務とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員32人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の代表 1人
- (2) 市農業委員会の代表 1人
- (3) 市内の経済団体の代表 5人以内
- (4) 公共的団体の代表 10人以内
- (5) 識見を有する者 5人以内
- (6) 公募による市民 10人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、過半数の委員が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月8日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月10日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(丹波市地域審議会の設置に関する条例の廃止)

2 丹波市地域審議会の設置に関する条例（平成16年丹波市条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の丹波市総合計画審議会条例の規定により委嘱されている委員の任期は、改正後の丹波市総合計画審議会条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

5 丹波市総合計画審議会委員名簿

選出区分 (条例第3条第2項)	氏名	所属・役職等	備考
市教育委員会の代表	瀬尾せつ子	丹波市教育委員会 教育委員長職務代理者	平成25年2月9日まで
	谷垣 恭子	丹波市教育委員会 教育委員長	平成25年2月10日から
市農業委員会の代表	足立 梅則	丹波市農業委員会 会長	平成26年7月10日まで
	石塚 和三		平成26年7月11日から
市内の経済団体の代表	大畠 良樹	丹波ひかみ農業協同組合 専務理事	
	大地 但	丹波市商工会 会長	
	高見 利弘	丹波市森林組合 参事	
	荻野 隆司	中兵庫信用金庫 総務部長	
	足立 克好	丹波市工業会 副会長	平成25年5月1日まで
	細見 博美		平成25年5月2日から
公共的団体の代表	田村 庄一	丹波市自治会長会 会長	副会長
	蘆田 康三	丹波市民生委員児童委員連合会 会長	平成25年12月26日まで
	田中 信雄		平成25年12月27日から
	矢田貝 勲	丹波市老人クラブ連合会 会長	
	柳川 拓三	丹波市観光協会 会長	
	青木 成樹	丹波市PTA連合会 会長	平成25年5月22日まで
	柳田 宜妥		平成25年5月23日から
	田中 栄作		平成26年4月24日まで
	長井 克己	丹波市社会福祉協議会 副会長	平成26年4月25日から
	亀井 剛	丹波市国際交流協会 理事	
	細見 尚二	丹波市身体障害者福祉協議会 会長	
	足立 篤夫	丹波市保健衛生推進協議会 理事	
	中道知代子	丹波市消費者協議会 会長	
識見を有する者	梅谷 順子	丹波県民局 県民局長	平成26年4月24日まで
	藤原 一		平成26年4月25日から
	藤田 瑞夫	(社)丹波青年会議所 直前理事長	
	能口 秀一	ふるさと丹波市定住促進会議 委員長	
	谷水ゆかり	NPO Tプラス・ファミリーサポート 理事長	
	中川 幾郎	帝塚山大学大学院 教授	会長

公募による市民	芦田 文子	公募委員	
	芦田美智則	公募委員	
	大西 容子	公募委員	
	高嶋 正晴	公募委員	
	中川 広佳	公募委員	
	山本 茂	公募委員	
	吉田 賢一	公募委員	
	吉見 安弘	公募委員	
	余田 弘子	公募委員	
	横田 親	公募委員	平成24年11月30日まで



総合計画審議会風景

6 諮問書

諮問第10号

丹波市総合計画審議会

第2次丹波市総合計画について（諮問）

第2次丹波市総合計画について、丹波市総合計画審議会条例（平成16年丹波市条例第24号）第2条の規定により諮問します。

平成24年11月5日

丹波市長 辻 重五郎



7 答申書

平成26年8月6日

丹波市長 辻 重五郎 様

丹波市総合計画審議会

会長

中川 義一郎

第2次丹波市総合計画について（答申）

平成24年11月5日付諮問第10号で諮問のありました第2次丹波市総合計画の策定については、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙「第2次丹波市総合計画（案）」のとおり答申いたします。

なお、本総合計画の推進にあたっては、下記の審議会意見に十分配慮され、市民等と共にまちの将来像「人と人、人と自然の創造的交流都市 ～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里」の実現に向け着実に取り組まれるよう要望いたします。

記

1 市民との計画の共有

市民等の多様な主体の参画を得て、協働により計画推進が図られるよう、計画の趣旨及び内容の分かりやすい周知に努められたい。

2 協働によるまちづくりの推進

市民・事業者、地域（ボランティア・NPO等の公益的活動団体を含む）、行政の役割分担を示しているが、担い手の育成や活動支援等を行うなど、これら主体とのより良いパートナーシップの醸成に努められたい。

3 行政内部の推進体制の強化

少子高齢化・人口減少社会の到来、安全・安心に対する意識の高まり等、本市を取巻く社会構造の変化による地域課題や個別施策で解決できない課題に対応するため、行政内部の実行力のある横の連携を十分に図られたい。

4 行政評価による着実な計画の推進

行政評価機能を高め、PDCA（「計画」「実施」「評価」「改善」）サイクルの確立による着実な進捗管理と推進体制を構築されたい。

8 丹波市議会附帯決議書

本計画は、丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第4号の規定に基づき、「基本構想」並びに「基本計画」について、平成27年1月23日、市議会の議決を得たものである。なお、議決にあたり、次のとおり議会附帯決議がなされました。

議案第85号第2次丹波市総合計画の策定に関する附帯決議

丹波市議会は、議会基本条例第14条及び丹波市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第4号の規定により、第2次丹波市総合計画基本構想並びに基本計画の審査を行ってきたところである。市におかれては、特別委員会の審査の過程で出された意見等を尊重するとともに答弁を遵守し、次の項目について特に着実な運営を求める。

- 1 計画策定の趣旨には丹波市の将来像と目標を共有し、市民と協働で進めるまちづくりの計画であることが示されているが、実施にあたっては、具体的な施策を示し協働の趣旨が広く市民に理解されるよう配慮すること。
- 2 基本構想の最終年次の平成36年度末には、人口5.8万人を推計しているが、これを厳しい値として捉え、人口減少対策となるさまざまな施策を、今後、具体化される地方創生による諸施策と効率的に連携させ、人口減少の抑制に取り組むこと。
- 3 安全で住みやすいまちづくりのベースとなる、土地利用政策については、豪雨災害の教訓を活かした防災・減災対策と併せ、中心市街地及び周辺地域においても活力ある土地利用が進むよう十分配慮すること。
- 4 昨年の豪雨災害による復旧・復興にあたっては、地域の新たなまちづくりと位置づけ、安全、安心な社会資本整備に取り組むこと。
- 5 基本構想及び基本計画の実現に向けて、職員体制の見直しを図りつつ財政の健全性を維持し、計画的な進捗を図ること。
- 6 森林づくりビジョンと森林整備計画との整合を図り、「美しい自然と環境を大切にする源流のまち」の実現にむけた取り組みを推進すること。

以上決議する。

平成27年1月23日

丹波市議会

編集・発行・お問い合わせ

丹波市 企画総務部 総合政策課

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話 0795-82-1001（代表）

URL <http://www.city.tamba.hyogo.jp/>



丹波市